

別表六(二十六)

「21」、「28」又は「40」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

情報技術事業適応設備を取得した場合、事業適応繰延資産となる費用を支出した場合又は生産工程効率化等設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					
旧措法第42条の12の7第4項若しくは第5項又は措法第42条の12の6第2項の該当項	1	第 項	第 項	第 項	第 項

「21」欄

生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)を適用している場合(情報技術事業適応設備に係る措置を適用している場合)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和7年旧措置法第42条の12の7第4項」
- ② 「区分番号」欄：「00667」
- ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

及び生産工程	取得価額又は製作価額	9							円		円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10									
	差引改定取得価額	11									

「40」欄

生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)を適用している場合(生産工程効率化等設備に係る措置を適用している場合)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00669」
- ③ 「適用額」欄：「40」欄の金額

(注) 令和7年度税制改正前に取得等をした生産工程効率化等設備について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和7年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第42条の12の6第2項)を記載してください。

	$(14) \times \frac{20}{100}$	18									
	当期税額控除可能額 (17)と(18)のうち少ない金額)	19									
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	20									
	当期税額控除額 (19) - (20)	21									
	支出した金額の合計額 (12)の合計)	22									

「28」欄

生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)を適用している場合(事業適応繰延資産に係る措置を適用している場合)

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和7年旧措置法第42条の12の7第5項」
- ② 「区分番号」欄：「00668」
- ③ 「適用額」欄：「28」欄の金額

	(24)と(25)のうち少ない金額)	26									
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の②」)	27									
	当期税額控除額 (26) - (27)	28									

	当期税額控除額 (38) - (39)	40									
	法人税額の特別控除額 (21) + (28) + (40)	41									

機械設備等の概要

別表六(二十六) 令七・四・一以後終了事業年度分